

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に係る意見募集の結果について

令和5年3月31日
出入国在留管理庁
厚生労働省

令和5年2月9日から同年3月10日まで、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見を募集したところ、募集期間中に当該改正案についての御意見等5件が寄せられました。

御意見等の要旨及び御意見等に対する考え方は別紙のとおりです。

なお、当該改正案に関する御意見等ではなかったものについても、今後の参考とさせていただきます。

本件意見募集に係る「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」は、本日公布されました。

御協力ありがとうございました。

※ なお、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）附則第7条（技能実習の内容の特例）についても、既に効力を失っている規定の削除であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の「他の法律の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるもの」に該当するため本改正において削除しています。